



今月末にはリニューアルされた建物が完成

## 鏡石まちの駅

# ♪かんかてらす♪ 今月末完成

### 町の観光・交流の拠点に

#### かんかてらす

#### 運営計画を提案

鏡石まちの駅の設置については、多くの町民のみならずからの意見を反映させるため、一昨年に3回のワークショップを開催。昨年4月からは「鏡石まちの駅運営準備会」を設置して1階レイアウト等の検討を行ってきました。また、10月から、オープン



改修が進むかんかてらす

本町の観光・交流の拠点、そして、まちなかの賑わい創出を目的に昨年9月末から進めてきた「鏡石まちの駅かんかてらす設置工事」が今月末に完成し、リニューアルされた駅舎が間もなくお目見えします。

この工事は、JR東北本線鏡石駅の駅舎を兼ねて昭和61年5月にオープンした町コミュニティセンターの1階部分を改修するもので、駅の待合機能をはじめ、農産物や特産品の販売、軽食・飲み物を提供するカフェ、売り場を貸し出すチャレンジショップ、菓子製造室、レンタルキッチンなどが整備されています。

#### 基本コンセプトは 交流・活力・発信

運営計画書には、JR鏡石駅舎の機能を併せ持つという施設の特性を活かし、「交流」・「活力」・「発信」を基本コンセプトに施設を運営

後の運営について「鏡石まちの駅運営委員会」委員長長田守弘町観光協会（会長）を設置して協議を重ね、まとまった運営計画の最終案が、先月22日に長田会長から遠藤町長に提案書として手渡されました。

#### 駅前のにぎわい期待



まちの駅運営委員会  
会長 長田守弘 さん

JR鏡石駅舎を兼ねたコミュニティセンターが機能を充実させて完成することは、駅前の賑わいの創出に大きなインパクトがあるものと期待を寄せています。

昭和61年5月の開設当時から町民駅として利活用されていますが、今後さらに田んぼアートや各種イベントで町民と鏡石町を訪れる方の交流が広まることを願っています。

昨年4月からの準備会、前月までの運営委員会では多くのご意見をいただきましたが、みなさんの提案が反映されることを願っています。

#### 農産物・お土産品など 出品物を公募

かんかてらすの完成に伴い、収益事業として予定している農産物やお土産品、レンタルボックスへの出品者募集をはじめ、総合観光案内所や農産物等の販売に携わる運営スタッフを公募する予定です。

詳しくは、町ホームページや回覧、新聞折込等でお知らせする予定です。不明な点等は産業課（☎62-2118）へお問い合わせください。

リニューアルされる町の玄関口「鏡石まちの駅かんかてらす」、町の中心市街地の活性化につながる事が期待されています。

## 春は引っ越しの季節——

# 住民異動の届出はお早めに！

住民異動の届出は義務です。住民異動の手続きは引っ越しの日から14日以内に行わないと罰則を受ける可能性があります。今回は、住民異動の届出についてご紹介します。

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに (届出事由)	いつ (届出期間)	だれが (届出人)	届出に必要なもの (添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内		①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に	本人・同じ世帯の方または代理人(※)	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内		①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号(マイナンバー)カード

※代理人の場合は、上記に加えて委任状も必要になります。

#### 住民異動の手続き

春は進学・就職や転勤による引っ越しが多くなる季節です。引っ越しをして住所を変更するには、税務町民課に住民異動届出をする必要があります。手続きの詳細は表1をご覧ください。

#### 受付時間

受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、皆

さんの利用しやすい時間帯(月曜日、金曜日、10時~15時)は混雑しますので、もしご都合が合えば、これらの時間を避けた方がスムーズに手続きすることが出来ます。

※日曜窓口では、住所異動手続きの受付は行っていません。受付できる手続きは証明書の発行、納税のみとなっておりますのでお気を付けてください。

#### 問い合わせ先

税務町民課 ☎62-2112

## こちらの手続きもお忘れなく！

#### ○国民健康保険○

同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に届出をする必要があります。

なお、手続きには身分証明書と個人番号(マイナンバー)がわかるものが必要ですので、併せてお持ちください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2112

#### ○国民年金○

会社を退職した方や配偶者の扶養から抜けた方は、必ず税務町民課で加入の手続きをしてください。加入手続きに必要な書類は、健康保険資格喪失証明書や離職票等です。また、保険料を納めることが経済的に困難な方は、免除制度がありますのでご相談ください。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2112

#### ○児童手当・児童扶養手当等○

児童手当を受給している方が他の市町村に住所を移すと、本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、転出した日から15日以内に、転入先の市町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出の手続きをした際には、受給者証・印鑑を持って福祉こども課で手続きをしてください。

※状況によっては手続き不要の場合もあります。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210

#### ○上下水道○

●水道の開始・停止・名義変更  
異動の多いこの時期は混雑しますので、引っ越しの1週間前(土・日・祝日を除く)までに、上下水道課へお越しいただくか電話またはFAXでお申し込みください。

●井戸水使用世帯の人数変更  
井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へお越しいただくか、電話で手続きしてください。

●問い合わせ先 上下水道課 ☎62-2348  
FAX 62-7157